

あなたが百聞を一見する～ “羽田発着”アメリカ4泊6日間の視察研修

アメリカ流通見聞録

企画実施にあたり

～アメリカを見たから成功したとは限らないが、成功者でアメリカを見なかった者はいない～

近畿日本ツーリストでは流通小売業の皆様を対象にした海外視察ツアーを年2回実施しております。視察研修内容については、海外における隆盛業態・衰退業態の両面を比較検討する視察手法、現地においての「車中セミナー」等、流通コーディネーターが同行し海外流通小売業の“いま”を解説いたします。今回の米国コースの訪問都市は大手チェーンの進出や新業態の初出店に湧くスーパーマーケット激戦区の南カリフォルニア、宿泊地区は各業態、主要SCの集積地区“レンドビーチ地区”を予定しておりますので、自由時間の自主視察にも便利です。食品流通業界に従事されている各業種の皆様（小売業、卸売業、メーカー）の情報交換の場として、またアメリカ視察が初めての皆様の意識改革の場として、ぜひ貴社の社内研修の一環として当企画をご活用下さい。

募集概要

最少催行

10名様
(申込先着順により締め切ります。)

旅行期間

2019年 9月19日(木)～ 9月24日(火) 4泊6日

方面

アメリカ(ロサンゼルス)

旅行代金

248,000円(エコノミークラス2名様1室・ツイン利用)
※燃油サーチャージ(目安: 28,000円 2019年1月25日現在)、および日本国内空港施設使用料、出国税、旅客保安サービス料、海外空港税、国際観光旅客税等が別途必要となります。

視察の狙いと当ツアーのポイント

1. 流通コーディネーターが行程をリードいたします。

- 流通コーディネーターが視察プログラムをリードいたします。バス移動中に行う「車中セミナー」等、業務経験を活かした業界解説を行ない、皆様のご質問にお答えいたします。
- セミナー時は「米国流通事情資料集」を配布します。米国消費社会の現状、所得階層の変遷等、視察をする上で、事前に押えておくべく背景、基本ポイントをご理解いただけます。

2. 今回の視察コースでは以下のテーマを中心に店舗視察とセミナーを実施致します。

- 異業態との競合対策(対アマゾン)～ネット販売に対峙する米國小売業におけるリアル店舗の集客策
- Amazonが展開するスマートホーム“Amazonエクスペリエンスセンター”視察による住居の未来化研究
- 顧客データの活用法～顧客データをどのように店づくり、品揃えに反映させているか
- デリバリー、「健康」に係るサービス、モバイルによる顧客との新たな接点を通じた小売業の新サービスを米國小売業から学ぶ

3. 貴社社員の「意識改革」のための社内プログラムとしてご活用ください。

- 当プログラムは毎年テーマ別、階層別に実施いたします。ぜひ貴社の将来を担う次期経営幹部の皆様向けの定期海外教育プログラムとしてご活用ください。
- 航空機は地方乗継に便利な“羽田発着便”をご用意いたしました。

4. 最終日は有意義な自主視察の時間を設定。

- もう1日どうしても集中見学したい注目チェーンをそれぞれが訪問できる時間を設けます。

後援：一般社団法人 全国スーパーマーケット協会
旅行企画・実施：株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス 第2営業支店

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル14F

観光庁長官登録旅行業第1944号



一般社団法人日本旅行業協会 正会員



ボンド保証会員



旅行業公正取引協議会会員



10450094(07)

日程表

日	月日(曜)	発着地/滞在地名	現地時間	交通機関	摘 要	食事
1	2019年 9月19日 (木)	東京(羽田)発	午後	航空機	出国手続後、 空路、ロサンゼルスへ	機内
		ロサンゼルス着	午前 終日	専用バス	着後、米国入国審査 ◆店舗視察と車中セミナー (ロサンゼルス泊)	機内 × ×
2	9月20日 (金)	ロサンゼルス滞在	終日	専用バス	◆店舗視察と車中セミナー (ロサンゼルス泊)	× × ×
3	9月21日 (土)	ロサンゼルス滞在	終日	専用バス	◆店舗視察と車中セミナー (ロサンゼルス泊)	× × ×
4	9月22日 (日)	ロサンゼルス滞在	終日		◆自由視察 (各テーマ別の自主視察) (ロサンゼルス泊)	× × ×
5	9月23日 (月)	ロサンゼルス発	午前 午前	専用バス 航空機	ホテルより空港へ 出国手続後、東京(羽田)へ (機中泊)	× × 機内
6	9月24日 (火)	東京(羽田)着	夕刻		羽田空港到着後、入国審査・通関手続き後解散	機内

※視察先につきましては、先方の状況により変更になることがあります。

※日程発着時間等は天候、各関係機関の都合にて変更になることがあります。

※時間帯の目安: 午前=8:00~12:00 午後=12:00~16:00 夕刻=16:00~18:00 終日=09:00~17:00

※食事: 朝:朝食、昼:昼食、夕:夕食、機:機内食、×:食事なし

視察先予定店舗名と店舗概要

視察予定店舗

- ・Whole Foods Market
常に一歩先行く付加価値の付け方、コンセプト、新サービスが定評のナチュラル・オーガニックの専門店。
- ・365 by Whole Foods Market
ミレニアルズ世代をターゲットとした手ごろな価格、利便性強化の新フォーマット。
- ・Trader Joe's
地域特化型ネイバーフッドマーケット、オンリー・ワン」の存在感。土地事情から縦に広がる店舗構成。
- ・ALDI
食品小売業激戦区南カリフォルニアに初出店するハードディスカウンター。
- ・Gelson's Market
カラーコーディネート、演出のパイオニアの高級スーパーマーケット。
- ・Sprouts Farmers Market
市場のような素朴さをコンセプトにした自然派スーパーマーケット。
- ・Walmart Supercenter
小売業のキングコング。低価格訴求の王者。
- ・Super Target
Supercenterと同型にもかかわらず、全く違ったコンセプト背景。コンセプトは明確に、そして強烈に。
- ・Walgreens
全米No.1ドラッグストアチェーン。全米初のメンバーシップ・カードからポイント・リワード・カード採用。
- ・Lowe's
ホームインフラメントセンター。『お客様のための』最新IT技術導入S、種類別顧客へのサービス対応の差別化。
- ・Amazonエクスペリエンスセンター
Amazonと大手住宅メーカーLENNAR社が共同開発、展開している未来型スマートホーム。
- ・South Coast Plazaライフスタイル提案館
 - Crate & Barrel
 - Restoration Hardware
 - Pottery Barn
 ショッピングセンター内、ライフスタイル提案館にある店舗群。商品販売から空間の演出販売への革命と提案。
 ※確定した視察先は、ご出発7~5日前にお送りする「旅のしおり」にてご案内いたします。

募集要項

- 旅行期間：2019年9月19日(木)～9月24日(火)4泊6日
- 最少催行人員：10名様
- 申込締切日：2019年8月6日(火) ※ただし、定員になり次第締め切ります。
- 利用予定日本発着航空会社：デルタ航空、アメリカン航空
- 利用予定ホテル：レジデンスインランドビーチ、レジデンスイントーランス、トーランスマリオット
- 添乗員：同行致しません(現地係員がお手伝い致します)。
- 旅行代金：248,000円
 燃油サーチャージ(目安：28,000円 2019年1月25日現在)および国内空港施設使用料、出国税、旅客保安サービス料、海外空港税、国際観光旅客税等が別途必要となります。
- 一人部屋利用追加代金：79,000円(合計4泊分)
- ビジネスクラス追加代金：お問合せください。
- この旅行では相部屋はお受けしておりません。1名、3名など奇数でご参加の場合はどなたかお一人について一人部屋利用追加代金を申し受けます。

■旅行代金に含まれるもの
 ①航空運賃：日程表に記載された区間(エコノミークラス)、(*この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金を含まません。付加運賃・料金とは原価の水準の異なる変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものです。) ②宿泊代金：ホテル・ツインルーム(2人1部屋利用)バス・トイレ付 ③視察費用：日程表に記載の視察関連費用 ④視察時のガイド代金 ⑤専用バス代金：空港ホテル間の送迎バス料金、視察時のバス料金 ⑥団体行動中の税金・チップ ⑦手荷物運搬代金：お一人につき一個のスーツケースなど(ただし大きさは航空会社の規定内。詳しくは係員におたずね下さい。) ※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。旅行代金算出基準日：2019年1月25日

■旅行代金に含まれないもの
 上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。
 ①旅券印紙代・証紙代有効期限5年のもので：¥11,000、有効期限10年のもので：¥16,000 ②個人的性格の費用：飲物代、クリーニング代、電話代 ③手荷物超過料金 ④傷害疾病医療費 ⑤任意海外旅行保険料 ⑥羽田施設使用料2,060円・旅客保安サービス料510円、出国税1,000円 現地空港税7,050円 ⑦運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ 28,000円) 2019年1月25日現在 ⑧米国ESTA登録料\$14(登録時点でのレート適用となります 2019年1月25日現在1,530円) ⑨渡航手続代行料金 ⑩食事代金(朝食0回、昼食0回、夕食0回 *この回数に機内食は含まれません) ⑪一人部屋利用追加代金 ⑫ ビジネスクラス追加代金
 (1)付加運賃・料金は、航空会社・区間毎に必要になります。したがって、旅程の変更に伴い付加運賃・料金の額が変更になった場合は、増額になった時は不足分を徴収し、減額になった時はその分を返金します。
 (2)上記の日本円換算額は2019年1月25日三菱UFJ銀行対顧客売レート(1USDドル=109.28円)を基準に算出してあります。
 (3)為替レート変動により過不足が生じた場合であっても精算はいたしません。

■旅券・査証・渡航手続代行料金について

1. 旅券(パスポート)
 帰国時まで有効なもの、ただしIC旅券(e-passport)であること。(ビザウエーバープログラムにより米国に入国する場合は、旅券の残存期間が90日以上ある人には90日間の滞在許可があります。)現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券申請等はおお客様の責任で行ってください。お客さまのご希望により別途渡航手続代行料金をいただいております。

2. 査証(ビザ)
 一定の条件を満たしている方は事前に電子渡航認証(ESTA)を取得することで無査証でご入国いただけます。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・電子渡航認証(ESTA)の取得はおお客様の責任で行ってください。ESTAを取得できなかった場合は米国査証の申請が必要です。査証取得まで1ヶ月以上要する場合があります。ご出発までに査証が取得できない場合、旅行契約を解除させていただき、その場合の取消料はお客さま負担となります。なおこれらは、お客さまのご希望により別途渡航手続代行料金をいただいております。

*上記旅券・査証について日本国籍以外の方は自国・渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。

3. 渡航手続代行料金

この旅行の参加にあたっては、旅券、ESTA(電子渡航認証)、米国および日本の税関申告書が必要ですが、当社でそれらの作成手続きを代行する場合の料金は下記のとおりです。代行を希望される場合はお申し出下さい。

- (1) 旅券申請書類の作成代行 4,320円
- (2) 米国のESTA(電子渡航認証)の登録または確認・修正および確認証の発行、または内容の確認 4,320円
- (3) 米国のESTA(電子渡航認証)の登録または確認・修正と確認証の発行または登録内容の確認、米国および日本の税関申告書の作成代行並びに旅券の有効性確認 6,480円
- (4) 米国および日本の税関申告書の作成代行並びに旅券・査証の有効性確認 5,400円

*上記金額には、消費税(8%)は含まれております。旅券印紙代(有効期間10年：16,000円、5年：11,000円)等は含まれておりません。

*上記金額にはESTA申請料14US\$は含まれておりません。

なお、ESTA申請が拒否となった場合でも上記渡航手続代行料金はかかりません。この場合ESTA申請料は4US\$となります。

*弊社にてESTA(電子渡航認証)の登録、確認・修正後、または税関申告書の作成後に旅行の取消をされた場合は、旅行本体の取消料の他に、ESTA申請料および上記渡航手続代行料金がかかります。

*日本国籍以外の方で、弊社に査証取得等のご依頼をされた場合は渡航手続代行料金が異なります。

お申込方法

本旅行は(株)近畿日本ツーリストコーポレートビジネスが企画・募集する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は当社の承諾と申込金(¥49,000)の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日といたします。

①ご記入いただいた申込書、パスポートコピーをFAXもしくは郵送にて(株)近畿日本ツーリストコーポレートビジネス トラベルサービスセンター東日本まで送付ください。

②同時に申込金49,000円を右記口座へお振込みください。

③旅行代金残金(燃油、空港税などの別途費用含む)は旅行の催行決定後にご請求いたします。別途請求書を送付いたします。

※催行中止の場合は各ご出発日の23日前迄にご連絡いたします。

振込先

三井住友銀行 すずらん支店
(当座) 7300217

口座名：株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス

パンフレット作成日：2019年1月25日 管理番号：044919011023 - K - PHP

【旅行申込み・お問合せ先】

(株)近畿日本ツーリストコーポレートビジネス トラベルサービスセンター東日本 担当：俵山・深町
 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 8-14-24 西新宿 KFビル3F
◆TEL：03-6730-3220 ◆FAX：03-6730-3229

(営業日・営業時間：10:00～17:00 ※土・日・祝日・ゴールデンウィーク(4/27～5/6)はお休み)

*お取消、ご変更のご連絡が営業日・営業時間外の場合は、翌営業日の扱いとなりますので予めご了承ください。

総合旅行業務取扱主任者：黒田和幸・小室智恵子

*総合旅行業務取扱主任者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱主任者にご質問ください。

【旅行企画・実施】

(株)近畿日本ツーリストコーポレートビジネス 第2営業支店

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル14F

観光庁長官登録旅行業第1944号 一般社団法人日本旅行業協会 正会員 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員

●お客様個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ 個人情報管理者：柴田 雅貴 TEL:03-6891-9302



ご旅行条件書（海外旅行）

■お申し込み

(1) 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。申込書に、おひとりにつき原則旅行代金の20%相当額以内の参加申込金を所定の口座にお振込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「返送料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。お客さまがご旅行申込書にお客さまのローマ字を記入される時は旅券に記載されているとおりを記入してください。お客さまの氏名が誤って記入された場合には航空券の発行替えのほか、宿泊機関へへの連絡が必要となります。この場合、当社はお客さまの交替の場合に準じて交替手数料（「■お客さまの交替」に記載）をいただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合、所定の取消料（「■取消料のかかる場合」に記載）をいただきます。また、氏名他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意をお願いいたします。

(2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要で、申込金のお支払いがない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）

(3) お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウエイティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客さまから「ウエイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限まで結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

(4) 日程上全額に利用できない複数の予約（以下「重複予約」といいます。）は、「ウエイティング登録」の場合を除いて、ご遺慮いただけますようお願いいたします。「重複予約」をされまると、航空会社・宿泊期間などの予約管理方針により、航空会社・宿泊期間などの定める基準に従って、「重複予約」の一方が自動的に取消となり、ご予約が取消される場合がございます。

(5) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約が成立後にこれらとの状態になった場合も直ちに申し出ください。）あらかじめ当社からご案内申し上げます。旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。

(6) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただきます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。

(7) 当社は、旅行中にお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責任に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用が当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。

(8) 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。

(9) 当社は株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネスが企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものと、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

(10) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまとの旅行条件

① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱い契約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

② 通信契約のお申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

③ 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。

④ 通信契約での「カード利用日は」、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日といたします。

- (11) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申し込みをお断りすることがあります。
- ① 他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
 - ② お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総合屋その他の反社会勢力であると認められるとき。
 - ③ お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ④ お客さまが流説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(12) その他当社の業務上の都合で、お申し込みをお断りすることがあります。

■お客さまが発売までに実施する事項

海外安全情報について

渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。

- 外務省 海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 外務省 海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyo.mofa.go.jp/tabireg/>
- 外務省 領事サービスセンター（海外安全相談課） 03-5501-8162

渡航先に「海外安全情報」が発出された場合の取扱について

- レベル1：「十分注意してください。」
- ① 通常通り催行いたしますが、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。
 - ② 契約成立後に取消された場合には、パンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。
- レベル2：「不要不急の渡航は止めてください。」
- ① 原則催行いたしません。当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、催行いたします。その場合の対応は口以下です。
 - ② 当社は海外安全情報の書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。
 - ③ 同一商品企画内かつ一定の条件の範囲内で、方面又は出発日を変更して参加していただく場合、従前の旅行に係る取消料は収受いたしません。

④ 取消料を取りやめる場合、契約に従い取消料をお支払いいただきます。ただし、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更（■旅程保証に掲げるもの）が生じた場合は、取消料を収受いたしません。

ホ 渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。

- レベル3：「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」
- レベル4：「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」
- ① 催行を中止いたします。

衛生情報について

渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。

厚生労働省検疫所 海外で健康に過ごすために <http://www.forth.go.jp/>

■旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日以降21日目に当たる日（以下「基準日」という）より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申し込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日目の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいい、追加代金とは、1人部屋追加代金、ビジネスクラス追加代金、延泊による宿泊代金等をいいます。

■確定日表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名（および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法）などが記載された確定日表表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前後にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただいた日より手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

(1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、契約の履行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお知らせします。

(2) 複数で申し込んだお客さまの一方が契約を解除したために他のお客さまが一人部屋となったときは契約を解除したお客さまから取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客さまから一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合（お客さまによる旅行契約の解除）

お客さまは、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日が*ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日目までの取消	旅行代金の 10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から31日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

*ピーク時は12/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31をいいます。

① 当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

② 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合（お客さまによる旅行契約の解除）

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例外）

① 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき、重要な変更とは「旅程保証」の項1～に定める事項をいいます。

② 旅行代金が増額された場合。

③ 当社が確定日表を表記の日までに交付しない場合。

④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例外）

① お客さまの数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき、この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目（ピーク時は33日目）に当る日より前日旅行を中止する旨をお客さまに通知します。

② 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき

③ 申込条件の不適合

④ 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

⑤ お客さまが■お申し込み(11)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社が故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客さまが当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかると損害補償金(15万円を限度)（ただし、一個又は一対について補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスへの提供が一切行わない旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備より低い料金ものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 旅行書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客さまの責任

お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。お客さまは、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客さまの交替

お客さまは当社が承諾した場合、交替に要する実費（下記参照）および手数料として1万円をお支払いいただくことにより交替することができます。

(1) エコノミークラス利用の場合（上位クラスへ変更の場合も適用）また下記（ ）は、こどもも

北米（ハワイ含む）・中南米・ヨーロッパ（ロシア除く）・アフリカ・中東…17,500（13,200）円

アジア（韓国除く）・ロシア・ミクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国…10,000（7,500）円

韓国…6,000円（4,500）円

(2) ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合 全方面…1,000円（大人・こども共通）

* 航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いたします。

■海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客さまご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。

■お買い物案内について

お客さまの便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客さまご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手厚いはいかたがましいことでトラブルが生じないよう商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行っております。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意ください。その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客さまご自身の責任で行ってください。ワンストップ契約又は国内諸法により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

■事故等の申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくより次第にご通知ください。）

■個人情報のお取り扱いについて

※ EUI在住の方はお問い合わせください。

イ、当社およびご旅行をお申し込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等（海外の機関等を含む）の手配のために利用させていただきます。ほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先でのお客さまのお買い物等の便宜のため、お客さまのお名前、パスポート番号および搭乘される航空便に係る個人情報や、電子的方法等海外免税店等の事業者に提供いたします。

お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

ロ、当社が保有するお客さまの個人情報や商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報取扱いは以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス、旅券番号

ハ、上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めるない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、ご請求ください。当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からもご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。